ウミガメ保護のため一緒に活動しませんか?

6月より井田海岸のパトロールを開始!



ウミガメの保護活動を行っている町ウミガメ 保護監視員は、6月1日から井田海岸のパトロ ールを開始します。

監視員たちは7月末まで定期的にパトロール を行い、ウミガメの産卵や、ふ化を見守ってい きます。

ウミガメ保護に興味がある方はウミガメ保護 監視員たちと一緒にパトロールに参加してみま せんか。

【実施日】6月・7月の毎週土曜日 午後8時~ ※6月1日を除く

【集合場所】ウミガメ公園資料館前 ※荒天時は中止 ※中学生以下の方は保護者同伴でお願いします。

【申込方法】参加希望日前日の午後5時までにお 電話または下記 QR コードからお申

し込みください。

▶詳しくは、役場企画調整課(☎33-0334) までお問い合わせください。

申込フォーム

(Information 役場税務住民課

賦課限度額および軽減判定基準額が改定

国民健康保険税の基準が見直されました

令和6年度税制改正により、国民健康保険税の賦課 限度額および軽減判定所得の基準が改定されました。

◆賦課限度額(後期高齢者支援金分)が引き上げ 国民健康保険税は、医療保険分・後期高齢者支 援金分・介護保険分の3区分で構成されており、 それぞれに課税の上限を設けています。

今年度は、後期高齢者支援金にかかる賦課限度 額を24万円(改定前:22万円)に引き上げます。

◆低所得者への軽減判定所得基準が引き上げ

世帯の前年所得が決められた所得基準を下回っ ている場合は、所得に応じて国民健康保険税の均 等割額(1人あたり)と平等割額(1世帯あたり) の7割・5割・2割が軽減されます。

今回の改定では、5割軽減と2割軽減の基準と なる所得額が経済的動向等を踏まえ、見直されま した (下表参照)。

低所得者への軽減判定所得基準 新旧対照表

| | 改定前 | 改定後 |
|------|-----------------------|----------------------|
| 5割軽減 | 43万円+(29万円×被保険者数) | 43万円+(29.5万円×被保険者数) |
| | + 10 万円×(給与所得者等の数-1) | + 10万円×(給与所得者等の数-1) |
| 2割軽減 | 43 万円+(53.5 万円×被保険者数) | 43万円+ (54.5万円×被保険者数) |
| | + 10 万円×(給与所得者等の数-1) | + 10万円×(給与所得者等の数-1) |

※被保険者数には、国民健康保険に加入していた方が、後期高齢者医療制度に移行した場合も含みます。

◆税率改定による影響

町では、令和10年度の資産割廃止に向け、段階的に税率の改定を進めていることから、以下 の世帯では、税額が増加しやすい傾向があります。

- 国民健康保険加入者が多い・・・・均等割引き上げの影響により税額が増加する可能性があります。
- ・固定資産税がない、もしくは少ない・・・・資産割の引き下げの影響があまりないため、税額が 増加する可能性があります。
- ▶詳しくは、役場税務住民課(☎33-0337)までお問い合わせください。

Ínformation ほたるを守る会

子どもたちが描いた灯ろうが会場を彩る

ほたる灯ろう展を開催します

ほたるを守る会では、ホタルを通して自然保 護への関心を高めてもらうため、次のとおり「ほ たる灯ろう展しを開催します。子どもたちが描 いたたくさんの灯ろうが、会場を幻想的に彩る ほか、ほたる夢太鼓による太鼓演奏なども行わ れます。ぜひご来場ください。

【日時】 6月1日(土) 午後6時30分から ※雨天順延。2日(日)も雨天の場合は、田代 体育館で行います。

【場所】ふるさと資料館前広場

- ▶詳しくは、ほたるを守る会事務局(企画調整課内:
- **☎**33-0334) までお問い合わせください。

Information 役場総務課

自転車事故被害の軽減を目的に

自転車用ヘルメット購入費を補助



転車事故被害を少しでも軽減するため、自転車用 ヘルメットの購入費の一部を補助します。

【対象となるヘルメット】

令和6年4月1日以降に購入されたもので安 全認証 (SG、JCF、CE、GS、CPSC など) を受 けた新品のヘルメット

【補助額】

購入金額(税込)の1/2(上限2.000円) ※対象者1人につき、1個かつ1回限り

【対象者】

- 町に住民登録があり、町民税の滞納者がいない 世帯の方
- 同一の自転車用ヘルメットに対し、ほかの補助 金の交付を受けていない方

【申請方法】

領収書等、安全認証が確認できる書類を持参の うえ役場総務課窓□へ申請

▶詳しくは、役場総務課(☎33-0333)ま でお問い合わせください。

Information 役場税務住民課

国税と合わせて4万円を減税

個人住民税の定額減税を実施します

令和6年度税制改正により、個人住民税の所得 割額に対し、定額減税を実施します。

【対象者】

令和6年度分の個人住民税にかかる合計所得金 額が 1.805 万円以下の方

【減税の方法、時期】

- 給与所得にかかる特別徴収・・・ 6月分は徴収せず、 定額減税後の金額を7月分~令和7年5月分で徴収
- 普通徴収(事業所得者など) … 6月分から控除
- 公的年金からの特別徴収 …10 月分から控除

【減税額】

①本人 … 1万円

②控除対象配偶者または扶養親族(国外居住者を 除く) … 1人あたり1万円

※国では、令和6年分所得税から ①・②1人につき3万円を減額 します。詳しくは国税庁ホーム ページをご確認ください。



▶詳しくは、役場税務住民課(☎

33-0337) までお問い合わせください。